

一般社団法人愛媛県介護支援専門員協会定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人愛媛県介護支援専門員協会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、愛媛県内の介護支援専門員が相互に連携を図り、職業倫理の高揚と資質の向上に努める他、介護保険に関する知識及び技術の普及により愛媛県の保健、医療、福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の資質の向上を目的とした研修会等の開催に関する事業
- (2) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要な情報の収集及び提供に関する事業
- (3) 会員相互の交流及び情報交換等に関する事業
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整等に関する事業
- (5) その他本法人の目的の達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 愛媛県内に住所又は勤務先を有している介護支援専門員とする。
- (2) 賛助会員 正会員以外で、本法人の目的に賛同する個人及び団体等とする。
- (3) 会員は、総会で決定する会費を納入する

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とし、総会における議決権を有するものとする。

(入会)

第6条 本法人の会員になろうとする者は、所定の様式による入会申込書を本法人に提出しなければならない。

2 会長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもってその旨を当該申込者に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、所定の様式による退会届を本法人に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号にいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合には、当該会員に対し、総会の日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 本法人の会員である身分を失った者が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(種別)

第13条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合は、開催日の2週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、総会は、正会員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。
- 3 前項の場合における次条の規定の適用については、その正会員は、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員)

第22条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。但し、再任は4期(8年)までとする。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の決議によって解任することができる。この場合には、当該役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

第28条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(役員の親族等割合の制限)

第29条 本法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 本法人の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事には、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(責任の一部免除)

第30条 本法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第6章 顧問その他の機関

(顧問)

第31条 本法人には、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、学識経験等を有する者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。
- 4 顧問の任期は、第26条第1項に定める役員の任期に準ずる。
- 5 顧問は、会長の諮問に応え、会長に意見を述べることができる。

(委員会)

第32条 会長は、本法人の事業達成のために必要な委員会を理事会の決議を経て設置し、その会を構成する委員を会員又は会員以外の者に委嘱することができる。

- 2 委員は、会長から委託された事項を処理する。
- 3 委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 前各項の業務執行に関する諸規程の制定及び改廃

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、まず、副会長が招集し、会長及び副会長が共に欠けたとき又は事故があるときは、各理事が招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、まず、副会長がこれに当たり、会長及び副会長が共に欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(本法人の経費)

第39条 本法人の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第40条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書は、理事会の承認を経た後、直近の総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、通常総会にその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、通常総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

第43条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第44条 本法人の財産は、会長が管理する。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任命する。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第11章 雑則

(公告の方法)

第49条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第50条 本定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。

2 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

3 本法人の初年度の正会員年会費は3,000円とする。

4 本法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

愛媛県

設立時社員 矢川 ひとみ

愛媛県

設立時社員 岸 治代

5 本法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

愛媛県

設立時理事 矢川 ひとみ

愛媛県

設立時理事 岸 治代

愛媛県

設立時理事 井上 美穂

愛媛県

設立時理事 中村 一人

愛媛県

設立時理事 山口 千也子

愛媛県

設立時理事 伊藤 里香

愛媛県

設立時理事 矢原 真由美

愛媛県 [redacted]

設立時理事 武田 明美

愛媛県 [redacted]

設立時理事 藤村 高弘

愛媛県 [redacted]

設立時理事 小泉 広美

愛媛県 [redacted]

設立時理事 山内 弘美

愛媛県 [redacted]

設立時理事 河野 玲子

愛媛県 [redacted]

設立時理事 島内 亜由美

愛媛県 [redacted]

設立時監事 畝本 幸男

愛媛県 [redacted]

設立時監事 菅野 慎二

6 本法人の最初の会長は矢川ひとみ、副会長は岸 治代、井上美穂とする。

7 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人愛媛県介護支援専門員協会を設立のため、設立時社員矢川ひとみ外1名の定款作成代理人である司法書士松下純一は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年3月12日

設立時社員 愛媛県 [REDACTED]
矢川ひとみ

設立時社員 愛媛県 [REDACTED]
岸治代

上記設立時社員2名の定款作成代理人

愛媛県松山市三番町五丁目2番地12

司法書士 松下純一

